証券コード 9908
平成29年６月８日

株　主　各　位

東京都台東区上野５丁目14番12号
日本電計株式会社
代表取締役社長　　柳　　丹峰

第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第72回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年６月22日（木曜日）午後５時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成29年６月23日（金曜日）午前10時
2. **場　　所**　東京都台東区東上野１丁目26番２号
　オーラム　　地下２階　ラ・サル　ローヤル
　（末尾会場ご案内図をご参照下さい。）
3. **会議の目的事項**

報告事項
1. 第72期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第72期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
- **第１号議案**　剰余金の処分の件
- **第２号議案**　定款一部変更の件
- **第３号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件
- **第４号議案**　監査等委員である取締役４名選任の件
- **第５号議案**　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
- **第６号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- **第７号議案**　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以　上

……

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.n-denkei.co.jp）に掲載させていただきます。

添付書類

事　業　報　告

（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、10月までは円高が進行したため、輸出関連企業の景況感が悪化、株価も低迷しておりましたが、11月のアメリカ大統領選挙を契機として大幅に円安となり、輸出企業の景況感が改善、株価も上昇するなど景気に明るさが見える状況となりました。

当社グループが属する電子計測器、電源機器、環境試験機器等の業界におきましては、当社の主要ユーザーである電機業界では、新型スマートフォンやタブレット端末関連の売上停滞から、関連する電子部品メーカーの業績にはやや陰りがあるものの、新製品開発意欲は旺盛で、関連製品の研究開発は引き続き活発でした。

また、自動車業界では、国内の設備投資には慎重な姿勢が見られるものの、概ね好調な業績を背景に、海外での設備投資が引き続き積極的に行われました。特に、自動運転の実用化に向けた研究開発は活発となっております。環境・新エネルギー関連市場でも、太陽光発電、蓄電池開発分野等幅広い分野で底堅い研究開発が進められております。

このような状況のもと、当社グループは、国内・海外の幅広い営業拠点網を活用して、こうした関連市場を中心に積極的なソリューション営業活動を展開いたしました。

その結果、個別では売上高は75,211百万円（前年同期比2.3%減）となりましたが、粗利益率は前年対比0.20%増加して8.74%となりましたので、粗利益額はほぼ前年実績を確保いたしました。また、ドルベースでの為替が11月以降急速に円安となりましたので、評価損を含めた為替差損は想定内の58百万円程度となりました。

連結では、国内で、平成28年4月に子会社とした株式会社エイリイ・エンジニアリングの負ののれん発生益で167百万円の営業外収益が発生いたしました。海外では、新興国経済の減速、株価の下落等で全体としての景気の減速感が強まる厳しい環境下でありましたが、中国の販売子会社である電計貿易（上海）有限公司と受託試験場を提供している電計科技研発（上海）有限公司の業績は比較的好調に推移いたしました。東南アジアでは、タイ、韓国の販売子会社でまずまずの業績を確保いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は83,798百万円（前年同期比1.6%減）と

なりました。営業利益は2,297百万円（前年同期比391百万円減）、経常利益は2,389百万円（前年同期比114百万円減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,611百万円（前年同期比7百万円減）となりました。

(2) 設備投資の状況
特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況
特記すべき事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
当社は、平成28年４月に株式会社エイリイ・エンジニアリングの全株式を取得し、子会社といたしました。また、平成29年２月に株式会社システム計測の全株式を売却したことに伴い、連結子会社から除外しております。

(8) 対処すべき課題
国内では、家電業界の再編や生産拠点の再編が進んでおりますが、東芝の経営危機が業界再編を一層促進させる可能性があります。
自動車業界では、自動運転技術の早期実用化に向けて研究開発、電気自動車開発、ガソリンに代わる燃料として水素を利用した自動車の実用化の研究開発が積極化しております。
当社ではこうした分野へ取組を強化するため、オートモーティブ市場推進部を社内に設置し、自動車に関連するニーズを国内海外問わずフォローしていく体制を構築いたしました。また、顧客の多様なニーズに的確に対応し、併せて社内の技術レベル向上を狙いとしたソリューション事業を積極的に推進する観点から、ソリューション事業推進部に昇格させる体制を構築いたしました。
また、新たな市場開拓を狙いとして、航空機関連計測機器のメンテナンスを行う株式会社エイリイ・エンジニアリングを子会社化したように、関連する分野のM&Aも積極的に進めてまいります。
当社グループの特徴である、中国をはじめ、タイ、ベトナム、シンガポール、マレーシア、インド、インドネシア、フィリピン、台湾、韓国等幅広く構築している営業拠点網をフル活用して、ユーザーニーズをスピーディーかつワールドワ

イドに把握して、業績の向上に努めてまいります。
　こうした具体的な施策の実施により、対処すべき課題を克服し、世界で確固たる営業基盤を構築したいと考えております。
　株主各位におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況

区　　分	第69期 平成26年３月期	第70期 平成27年３月期	第71期 平成28年３月期	第72期 (当連結会計年度) 平成29年３月期
売　　上　　高(千円)	72,749,776	80,712,305	85,174,705	83,798,386
経　常　利　益(千円)	2,165,402	3,079,288	2,504,381	2,389,777
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	1,237,526	1,951,125	1,618,958	1,611,942
１株当たり当期純利益(円)	157.67	248.60	206.29	205.40
総　　資　　産(千円)	39,311,367	45,509,223	45,763,092	45,903,316
純　　資　　産(千円)	10,692,620	12,807,376	13,884,770	15,049,237
１株当たり純資産額(円)	1,342.99	1,606.47	1,743.40	1,892.17

(10) 重要な親会社及び子会社の状況（平成29年３月31日現在）

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	所 在 地	資 本 金	出資比率 (%)	主要な事業内容
(連結子会社) NIHON DENKEI (MALAYSIA)SDN.BHD.	マレーシア クアラルンプール	千マレーシア・リンギット 3,000	100.00	各種電子計測器の販売、修理、校正
NIHON DENKEI (THAILAND)CO.,LTD.(注)2	タイ バンコク	千タイバーツ 10,000	48.99	〃
ND KOREA CO.,LTD.	韓国 スウォン	千韓国ウォン 350,000	85.71	〃
日本電計(香港) 有限公司	中国 香港	千香港ドル 200	100.00	〃
NIHON DENKEI VIETNAM CO.,LTD.	ベトナム ハノイ	千ベトナムドン 18,878,140	100.00	〃

会　社　名	所 在 地	資 本 金	出資比率(%)	主要な事業内容
電計科技研発(上海)有限公司	中国 上海	千元 23,793	100.00	研究開発サポート 試験技術の提供
電計貿易(上海)有限公司	中国 上海	千元 42,926	100.00	各種電子計測器の販売、修理、校正
TAIWAN DENKEI SOLUTION CO.,LTD.	台湾 台北市	千台湾ドル 30,000	100.00	〃
NIHON DENKEI INDIA PRIVATE LTD.	インド グルガオン	千インドルピー 49,000	100.00 (0.05)	〃
PT.NIHON DENKEI INDONESIA	インドネシア ジャカルタ	千インドネシアルピア 8,536,000	100.00 (0.50)	〃
NIHON DENKEI PHILIPPINES INC.	フィリピン サンタロサ	千フィリピンペソ 30,000	100.00	〃
アイコーエンジニアリング株式会社(注)3	大阪府 東大阪市	千円 50,000	100.00	荷重測定器、各種耐久試験機等の電子計測機器・精密測定機器の製造・販売
ユウアイ電子株式会社	埼玉県 川越市	千円 20,000	100.00	各種電子計測器の修理、校正
株式会社エイリイ・エンジニアリング(注)4	埼玉県 飯能市	千円 100,000	100.00	宇宙、航空機に搭載される通信機器やアンテナ等の製造・修理、校正

(注) 1 「出資比率」欄の（ ）は間接所有割合で内数であります。
2 持分は100分の50以下でありますが、実質的に支配しているため子会社としたものであります。
3 平成28年８月にアイコーエンジニアリング株式会社の株式を追加取得し、完全子会社といたしました。
4 平成28年４月に株式会社エイリイ・エンジニアリングの全株式を取得し、子会社といたしました。
5 前連結会計年度末において連結子会社であった株式会社システム計測は、平成29年２月に全株式を売却したことに伴い、連結子会社から除外しております。

③　特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(11) 主要な事業内容（平成29年３月31日現在）

当社グループは電子計測器、各種電子機器の部品、コンピューター及び周辺機器、理科学機器・計量器、オフィスオートメーション・ファクトリーオートメーション機器等の製造・販売、並びに計測器等の修理・校正、ソフトウェアの企画・販売、上記各機器のレンタル及びリース業務等を行っております。

(12) 主要な営業所（平成29年３月31日現在）

①　当　社

○本社　　東京都台東区上野５丁目14番12号

○本社事務所　東京都千代田区外神田３丁目５番12号

○営業所

仙台（仙台市）・郡山（郡山市）・宇都宮（宇都宮市）・ひたちなか（ひたちなか市）・茨城（つくば市）・群馬（太田市）・埼玉（さいたま市）・長岡（長岡市）・長野（長野市）・松本（松本市）・山梨（甲府市）・千葉（千葉市）・東京（台東区）・東京南（品川区）・多摩（立川市）・川崎（川崎市）・横浜（横浜市）・厚木（厚木市）・湘南（平塚市）・三島（駿東郡）・浜松（浜松市）・名古屋（長久手市）・刈谷（知立市）・三重（四日市市）・金沢（金沢市）・滋賀（栗東市）・京都（京都市）・大阪（吹田市）・兵庫（明石市）・広島（広島市）・福岡（福岡市）・熊本（菊池郡）・鹿児島（霧島市）

○推進部

ソリューション事業推進部(台東区)・オートモーティブ市場推進部(千代田区)

○センター

国際センター（千代田区）

東京商品センター（杉並区）・関西商品センター（門真市）

○ウェブショップ

計測器ワールド（台東区）

○支店

シンガポール

②　重要な子会社

重要な子会社の所在地は「１.企業集団の現況に関する事項（10)重要な親会社及び子会社の状況」に記載した所在地のとおりであります。

(13) 従業員の状況（平成29年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
920名	81名増

（注）前連結会計年度末に比べ「従業員数」が81名増加しておりますが、主として株式会社エイリイ・エンジニアリングが連結子会社となったことによるものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
454名	3名増	41.4歳	13.5年

(14) 主要な借入先（平成29年３月31日現在）

借入先	借入金残高（千円）
株式会社りそな銀行	3,470,000
株式会社みずほ銀行	3,200,000
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	2,100,000
株式会社東京都民銀行	1,000,000
株式会社三井住友銀行	850,000

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成29年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　　15,000,000株

(2) 発行済株式の総数　　7,847,641株（自己株式数31,364株を除く。）

(3) 株主数　　4,027名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	株	%
あいホールディングス株式会社	1,572,400	20.03
有限会社高田興産	909,513	11.58
オリックス株式会社	393,981	5.02
日本電計取引先持株会	198,800	2.53
日本電計従業員持株会	181,511	2.31
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	163,200	2.07
株式会社ＳＢＩ証券	145,900	1.85
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	140,000	1.78
菊水電子工業株式会社	127,980	1.63
高田治	83,928	1.06

（注） 持株比率は、自己株式（31,364株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（平成29年３月31日現在）

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成29年３月31日現在）

地　　位	氏　　名	担　　当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	柳　　丹峰		電計貿易(上海)有限公司 董事長 電計科技研発(上海)有限公司 董事長 日本電計(香港)有限公司 董事長
取締役副社長	阿部正美		
代表取締役専務	佐藤信介	管理本部長	アイコーエンジニアリング株式会社 監査役 ユウアイ電子株式会社 監査役 未来Ｂ計画株式会社 監査役 株式会社エイリイ・エンジニアリング 監査役 電計貿易(上海)有限公司 監事 TAIWAN DENKEI SOLUTION CO.,LTD. 監察人 ND KOREA CO.,LTD. 監事 PT.NIHON DENKEI INDONESIA 監査役
常務取締役	森田幸哉	国内営業本部長 甲信越エリア担当	
取締役	佐藤　　明	国内営業本部副本部長 九州エリア担当	
取締役	内海正博	国内営業本部副本部長 神奈川エリア担当	ユウアイ電子株式会社 取締役
取締役	和田史宣	海外営業本部長 中国・台湾・韓国エリア担当	ND KOREA CO.,LTD. 理事 日本電計(香港)有限公司 董事 電計科技研発(上海)有限公司 董事 電計貿易(上海)有限公司 董事 NIHON DENKEI INDIA PRIVATE LTD. 取締役 PT.NIHON DENKEI INDONESIA 取締役 TAIWAN DENKEI SOLUTION CO.,LTD. 董事 NIHON DENKEI PHILIPPINES INC.取締役
取締役	吉田周二		あいホールディングス株式会社 取締役
取締役	高畠浩之		グラフテック株式会社 専務取締役
常勤監査役	露木孝治		
常勤監査役	高本和彦		
監査役	元橋好雄	税理士	

（注）1. 取締役原潤一郎、和田理一の両氏は、平成28年６月24日開催の第71回定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任いたしました。
2. 平成28年６月24日開催の第71回定時株主総会において、新たに和田史宣氏が取締役に選任され、就任いたしました。
3. 平成29年３月31日をもって、取締役内海正博氏は、辞任により退任いたしました。
4. 取締役吉田周二、高畠浩之の両氏は、社外取締役であります。
5. 監査役露木孝治、元橋好雄の両氏は、社外監査役であります。
6. 監査役元橋好雄氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役露木孝治、元橋好雄の両氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員であります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役11名　　167,186千円（うち社外取締役２名　3,897千円）

監査役３名　　23,136千円（うち社外監査役２名 12,988千円）

（注）1. 平成18年６月23日開催の定時株主総会で決議された報酬限度額は取締役報酬額年額400,000千円以内、監査役報酬額年額50,000千円以内であります。

2. 使用人兼務取締役に支払った使用人報酬額45,035千円は含んでおりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区　分	氏　名	重要な兼職先と当社との関係
取締役	吉田周二	あいホールディングス株式会社の取締役であり、同社は、当社の大株主であります。
取締役	高畠浩之	グラフテック株式会社の専務取締役であり、同社とは商取引関係がありますが、僅少であります。

② 社外役員の主な活動状況

区　分	氏　名	主　な　活　動　状　況
取締役	吉田周二	当事業年度開催の取締役会13回のうち11回に出席し、議案及び審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	高畠浩之	当事業年度開催の取締役会13回のうち11回に出席し、議案及び審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	露木孝治	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、適宜発言を行っており、一方、他の重要会議に出席するなど、常に取締役の業務執行状況を監査しております。また、監査役会９回の全てに出席し、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	元橋好雄	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、必要に応じ、主に税理士としての専門的見地から発言、また、監査役会９回の全てに出席し、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称　　明治アーク監査法人

(注) 平成28年７月１日付で聖橋監査法人から名称変更しております。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額　　34,000千円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

34,000千円

(注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておりませんので、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 子会社の監査に関する事項

当社の子会社のうち、在外子会社11社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任若しくは不再任の決定を行います。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 当社グループの取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、企業が存立を継続するためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識の下、すべての役員及び従業員が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努めております。

具体的には、社長直属のコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築、コンプライアンス問題に対する受付、相談窓口、コンプライアンス・マニュアルの改訂や教育計画の立案等を推進する体制としております。

また、コンプライアンスの推進については、日本電計グループの「コンプライアンス・マニュアル」を制定しており、役員及び従業員等がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう研修等を通じて意識の高揚を図っております。

その中で、相談・通報できる体制を設けており、役員及び従業員等が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気がついたときは、事務局に通報（匿名も可）しなければならないと定めており、会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行わないことを明らかにしております。

また、当社は、社長直轄の監査室を設置して、監査室が、定期的に実施する内部監査を通じて、会社の業務執行の実態を把握し、すべての業務が法令、定款及び社内諸規程に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているか、調査・検証することにより、不正防止ならびに経営効率の向上に努め、監査結果を社長及び監査役に報告することとしております。

また、株主・投資家の皆様へは、情報開示のための社内体制を整備し、財務報告をはじめ各種情報の迅速かつ正確な開示を念頭に、経営の透明性を高めるよう努めております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存しております。

③　当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、リスク管理規程に基づき、様々な損失の危険に対して、危険の大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、損失の危険を最小限にすべく、経営トップが率先して取り組む他、組織的な対応を行うこととしております。

具体的には、営業推進の根本となる「社員の安全確保」は、最重要と認識しており、大型地震対策、インフルエンザの大流行対策として諸施策を実施しております。

また、総務部門が担当して、緊急時に備えた連絡網の整備等に取り組み、平時においては、その有するリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減等に具体的に取り組んでおります。

また、当社の営業上の重要性の高いリスクである与信信用リスクについては、管理本部が中心となり、一定の基準で毎月見直しを実施し、調査を指示するなど、与信管理の社内ルールの徹底と更なる管理体制の強化に取り組んでおります。

④　当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、定例の取締役会を毎月１回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況について報告を求め、相互の監督等を行っております。

取締役会の機能をより強化し、透明性を確保し、さらに高いレベルの経営を目指す観点から、社外の経営者を経営顧問として取締役会に参加していただき、客観的な意見を経営に反映する体制をとっております。

また、取締役と執行役員を主なメンバーとする経営会議を毎月開催し、重要問題について協議し、具体策をまとめ、代表取締役に意見具申する体制をとっております。当社グループは、環境変化に対応した会社全体の将来ビジョンと当社グループのあるべき姿を明確化し、具体的な行動目標を定めるため、中期経営計画及び単年度の経営計画を策定しており、承認された中期経営計画に従い、その達成に向けて、営業本部、管理本部、各営業所が具体的な目標を策定しております。

また、進捗状況のチェックと情報共有化を狙いとして、役員・全営業所の所長・副所長等の拠点責任者からなる全体営業会議を四半期毎に定例開催しております。

⑤　当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループのコンプライアンスの推進については、日本電計グループの「コンプライアンス・マニュアル」を活用し、役員及び従業員等がそれぞれの立

場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう研修等を通じて意識の高揚を図っております。

当社は、当社グループ企業を管理するため、「グループ会社管理規程」を制定しており、グループとしての協力体制を図るとともに、グループ会社の経営については、その自主性を尊重いたします。

また、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行い、適切な経営管理を行っております。

また、連結子会社に対しては、監査室が定期的に監査を実施している他、主要な子会社については、当社取締役が取締役や監査役に就任して監査を行い、業務の適正を確保する体制を整備するよう努めております。

なお、平成29年３月末現在において、当社には親会社はございません。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該便用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当核使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、監査役から求められた場合、必要に応じて監査役の職務を補助すべき使用人を配置するものとし、その人事については、取締役と監査役が協議を行います。

また、監査役を補助すべき使用人を配置した場合、監査役の補助業務を遂行する際の当該使用人への指揮命令権は監査役に属するものとしております。

監査役の監査にあたっては、内部監査室の監査の結果を活用いたします。また内部監査室は、監査役との協議により、必要に応じて監査役が要望する事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告しております。

監査役の職務の執行について生じる諸費用については、監査の実効性を担保するため、予算を設けず、監査役より費用の申請があった場合は、経理部門で確認の上支払うものとしております。

⑦　当社グループの取締役及び使用人が監査役へ報告する体制ならびに報告した者が当該報告を理由として不利な取扱を受けないことを確保する体制

代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において、随時その担当する業務の執行状況の報告を行っております。

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき、直ちに監査役に報告することとしております。

また、常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、全体営業会議や取締役会などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めております。

なお、監査役は、当社の会計監査人である明治アーク監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、監査法人の監査に帯同して、営業所の監査を行う等、情報の交換と連携を図るよう努めております。

当社グループの役員及び従業員等が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気がついたときは、コンプライアンス事務局に通報（匿名も可）しなければならないと定めており、事務局は通報内容を直ちに監査役に報告いたします。会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行わないことを明らかにしております。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

「内部監査規程」において、監査室長は監査役との密接な連携を保つよう努めなければならない旨を定め、監査役と連携して、内部監査の実効性確保を図ることとしております。

また、監査役は、営業所の状況を把握するため、監査実施時に、監査室長に帯同して、独自に監査を実施する他、監査室の監査状況もチェックしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①　コンプライアンス

社長直属のコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築、コンプライアンス問題に対する受付、相談窓口、コンプライアンス・マニュアルの改訂や教育計画の立案等を推進する体制としております。

また、コンプライアンスの推進については、日本電計グループの「コンプライアンス・マニュアル」を制定しており、役員及び従業員等がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう研修等を通じて意識の高揚を図っております。

その中で、相談・通報できる体制を設けており、役員及び従業員等が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気がついたときは、事務局に通報（匿名も可）しなければならないと定めており、会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行わないことを明らかにしております。

②　リスクマネジメント

当社は、リスク管理規程に基づき、様々な損失の危険に対して、危険の大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、損失の危険を最小限にすべく、経営トップが率先して取り組む他、組織的な対応を行うこととしております。

営業推進の根本となる「社員の安全確保」は、最重要と認識しており、大型地震対策、インフルエンザの大流行対策として諸施策を実施しております。

総務部門が担当して、緊急時に備えた連絡網の整備等に取り組み、平時においては、その有するリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減等に具体的に取り組んでおります。

また、当社の営業上のトラブルや与信信用リスクについては、都度関係各部で迅速に協議するとともに、毎月の経営会議で状況の報告や対応策の検討を実施し、情報の共有化と具体的な対策の決定を適宜実施しております。

③　取締役の職務の執行

当社は、定例の取締役会を毎月１回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況について報告を求め、相互の監督等を行っております。

取締役会の機能をより強化し、透明性を確保し、さらに高いレベルの経営を目指す観点から、社外の経営者を経営顧問として取締役会に参加していただき、客観的な意見を経営に反映する体制をとっております。

また、取締役と執行役員を主なメンバーとする経営会議を毎月開催し、重要問題について情報を共有し協議を行い、具体策をまとめ、代表取締役に意見具申する体制をとっております。

④　監査役の監査

当社の監査役は、定期的に開催される監査役会（２カ月に１回および臨時）ならびに取締役会（毎月１回および臨時）に出席するとともに、常勤監査役においては、経営会議、営業会議、拡大方針説明会、管理職会議、合同営業会議等の重要な会議に出席し、業務執行の状況を把握することで監査の実効性の確保を図っております。

監査役は、監査の実効性を上げ、自らの目で確認するため、営業所や海外子会社、国内子会社を訪問して、監査役としての監査を積極的に行っております。また、監査法人監査や内部監査室長監査に立ち合うなど、監査法人や内部監査部門の監査状況をチェックする他、情報の共有により問題点の把握に努めております。

監査役監査の結果については、適宜代表取締役社長に報告されるとともに、取締役会にも定期的に報告しております。

⑤　財務報告に係る内部統制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、内部統制室長が内部統制評価計画書に基づき、毎年、営業所の管理課要員を適宜抜擢してチームを組織して、財務報告に係る内部統制の評価を実施しております。

⑥　内部監査

内部監査室は、内部監査規程に基づき内部監査計画を作成し、当社および当社子会社の内部監査を実施いたしました。監査結果は被監査部門に通知され、必要に応じて是正処置がとられております。内部監査実施結果は、代表取締役社長に直接報告する他、取締役会に報告されております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

①　基本的な考え方

当社は、業績・財務状況等を総合的に勘案し、継続かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。株主への利益還元にも積極的に取り組んでおります。

②　当期の配当決定に当たっての考え方

当期の配当につきましては、中間配当は、13円といたしました。

また、期末の配当につきましては、通期を通して業績は概ね好調に推移しておりますが、ここ数年安定した業績を上げていること、財務状況等を総合的に勘案いたしました結果、株主の皆様へ利益還元いたしたく、平成29年4月28日付けで開示いたしましたとおり、期末の配当を2円増配し27円とし、通期では40円配当を行う予定であります。

平成30年3月期の利益配当に関しましては、中間配当、期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針とし、計画した業績を確保できることを前提として、昨年度実績の中間配当13円、期末配当27円を予定しております。

今後とも業績の向上による利益確保に努め、計画した利益が確保できることが明らかになり次第、株主の皆様への利益還元も積極的に検討してまいる所存であります。

(注)　本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）	**(45,903,316)**	**（負債の部）**	**(30,854,078)**
流動資産	**(41,871,324)**	**流動負債**	**(28,041,858)**
現金及び預金	5,877,729	支払手形及び買掛金	16,922,089
受取手形及び売掛金	30,524,678	短期借入金	7,670,000
電子記録債権	2,512,588	１年内返済予定の長期借入金	1,751,608
商品及び製品	1,719,132	リース債務	6,500
原材料及び貯蔵品	103,545	未払金	45,416
仕掛品	62,088	未払費用	549,467
前渡金	737,648	未払法人税等	446,158
前払費用	47,641	預り金	84,048
未収収益	4,359	その他	566,570
繰延税金資産	125,680		
未収入金	166,440	**固定負債**	**(2,812,220)**
その他	31,760	長期借入金	2,582,528
貸倒引当金	△41,968	退職給付に係る負債	121,915
固定資産	**(4,031,991)**	リース債務	3,606
有形固定資産	**(2,304,514)**	繰延税金負債	89,544
建物	480,393	その他	14,626
構築物	4,956		
車両運搬具	62,328	**（純資産の部）**	**(15,049,237)**
工具器具備品	385,511	**株主資本**	**(14,399,834)**
土地	1,367,789	資本金	1,159,170
リース資産	3,535	資本剰余金	1,333,040
無形固定資産	**(114,713)**	利益剰余金	11,936,359
借地権	40,381	自己株式	△28,735
ソフトウエア	50,809	**その他の包括利益累計額**	**(449,246)**
電話加入権	17,767	その他有価証券評価差額金	200,036
リース資産	5,754	為替換算調整勘定	249,209
投資その他の資産	**(1,612,762)**	**非支配株主持分**	**(200,156)**
投資有価証券	886,309		
出資金	190		
長期貸付金	131,177		
長期前払費用	8,722		
差入保証金	543,290		
その他	126,367		
貸倒引当金	△83,295		
資産合計	**45,903,316**	**負債及び純資産合計**	**45,903,316**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		83,798,386
売上原価		74,349,075
売上総利益		**9,449,310**
販売費及び一般管理費		7,151,702
営業利益		**2,297,608**
営業外収益		
受取利息配当金	40,359	
仕入割引	58,657	
負ののれん発生益	167,787	
地代収入	11,699	
雑収入	60,285	338,788
営業外費用		
支払利息	79,984	
為替差損	137,506	
手形売却損	1,812	
雑損失	27,316	246,619
経常利益		**2,389,777**
特別利益		
投資有価証券売却益	52	
関係会社株式売却益	27,142	
固定資産売却益	228	27,423
特別損失		
投資有価証券売却損	5,187	
関係会社株式評価損	49,298	
固定資産売却損	24,221	
固定資産除却損	2,396	81,104
税金等調整前当期純利益		**2,336,097**
法人税、住民税及び事業税	713,903	
法人税等調整額	△3,789	710,113
当期純利益		**1,625,983**
非支配株主に帰属する当期純利益		14,041
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,611,942**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,159,170	1,333,000	10,622,630	△28,590	13,086,209
当期変動額					
剰余金の配当			△298,213		△298,213
親会社株主に帰属する当期純利益			1,611,942		1,611,942
自己株式の取得				△144	△144
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		40			40
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	40	1,313,728	△144	1,313,624
当期末残高	1,159,170	1,333,040	11,936,359	△28,735	14,399,834

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	118,616	477,002	595,619	202,941	13,884,770
当期変動額					
剰余金の配当					△298,213
親会社株主に帰属する当期純利益					1,611,942
自己株式の取得					△144
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					40
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	81,420	△227,792	△146,372	△2,785	△149,157
当期変動額合計	81,420	△227,792	△146,372	△2,785	1,164,466
当期末残高	200,036	249,209	449,246	200,156	15,049,237

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連　結　注　記　表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1.　連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び名称

連結子会社の数　14社

連結子会社の名称

NIHON DENKEI (MALAYSIA) SDN.BHD.
NIHON DENKEI (THAILAND) CO.,LTD.
ND KOREA CO.,LTD.
日本電計（香港）有限公司
NIHON DENKEI VIETNAM CO.,LTD.
電計科技研発（上海）有限公司
電計貿易（上海）有限公司
TAIWAN DENKEI SOLUTION CO.,LTD.
NIHON DENKEI INDIA PRIVATE LTD.
PT.NIHON DENKEI INDONESIA
NIHON DENKEI PHILIPPINES INC.
アイコーエンジニアリング株式会社
ユウアイ電子株式会社
株式会社エイリイ・エンジニアリング

当連結会計年度から株式会社エイリイ・エンジニアリング（平成28年４月21日付で全株式を取得）を連結の範囲に含めております。

当連結会計年度から株式会社システム計測（平成29年２月15日付で全株式を売却）を連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

未来Ｂ計画株式会社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2.　持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び名称

該当する会社はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の名称等

会社等の名称

①非連結子会社

未来Ｂ計画株式会社

②関連会社

株式会社サープレス

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社はいずれも、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社14社のうち、

NIHON DENKEI (MALAYSIA) SDN.BHD.
NIHON DENKEI (THAILAND) CO.,LTD.
ND KOREA CO.,LTD.
日本電計（香港）有限公司
NIHON DENKEI VIETNAM CO.,LTD.
電計科技研発（上海）有限公司
電計貿易（上海）有限公司
TAIWAN DENKEI SOLUTION CO.,LTD.
NIHON DENKEI INDIA PRIVATE LTD.
PT.NIHON DENKEI INDONESIA
NIHON DENKEI PHILIPPINES INC.

の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、上記以外の連結子会社の決算日と連結決算日は一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①た な 卸 資 産

商品及び製品　　主として移動平均法による原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）

②有　価　証　券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合(金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

③デリバティブ

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

主に定額法によっております。

主な耐用年数

建物	３年～50年
車両運搬具	４年～５年
工具器具備品	３年～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③リ　ー　ス　資　産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸　倒　引　当　金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の国内子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債、収益及び費用は各在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 … 金利スワップ

ヘッジ対象 … 借入金利息

③ヘッジ方針

借入金利の変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

④ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理を採用しているため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

(7) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

5. 会計方針の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類への影響額は軽微であります。

6. 表示方法の変更

前連結会計年度において「受取手形及び売掛金」に含めておりました「電子記録債権」については、重要性が増したため、当連結会計年度より、「電子記録債権」として区分掲記しております。

7. 追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当連結会計年度から適用しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

建物	33,058千円
土地	451,261千円
上記に対応する債務	
短期借入金	6,500,000千円
長期借入金	－千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,577,099千円
3. 受取手形割引高 930,503千円
   電子記録債権割引高 430,290千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 普通株式 7,879,005株
2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決　議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年６月24日定時株主総会	普通株式	196,194	利益剰余金	25	平成28年３月31日	平成28年６月27日
平成28年11月11日取締役会	普通株式	102,019	利益剰余金	13	平成28年９月30日	平成28年12月13日

3. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
   平成29年６月23日開催の第72回定時株主総会において、次のとおり決議する予定であります。

決　議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年６月23日定時株主総会	普通株式	211,886	利益剰余金	27	平成29年３月31日	平成29年６月26日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に電子計測器の販売事業を行うための運転資金計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。

一時的な余資につきましては安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。投機的な取引は行わない方針であります。

デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、原則として、外貨建ての営業債権の回収促進と日本への送金促進による為替変動リスクの平準化を図りヘッジしております。

投資有価証券は、取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式等であり、市場価格の変動リスク等に晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど４ヶ月以内の支払期日であります。

また、その一部には、商品等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。

借入金は、営業取引に係る資金の調達を目的としており、変動金利の借入金は金利変動リスクに晒されております。借入金の返済日は決算日後、最長でも５年程度であります。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、取引先が大企業から中小企業まで数千社存在することから、与信管理規程に従い、売掛金について、取引開始時や案件採択時に営業本部及び管理本部で与信限度の設定や回収条件について協議・決定するほか、日常的には、各営業所が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

連結子会社や出資先についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理

を行っております。

デリバティブ取引は、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、為替リスクヘッジのための外貨運用については、外貨運用基準を設け、取締役会での承認を受けた上で限度を設定して実施しており、月次の取引実績は、社長及び経営会議に報告しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

借入金に係る支払金利は、金利スワップ取引を利用し、変動リスクを抑制しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性は、連結売上高の３か月分相当を目途に確保しております。

また、資金調達に支障が出ないように、財務状況を定期的に金融機関に報告を行い、調達額や資金使途の妥当性を説明し、信用維持に努め、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における売掛金は約7,000社先に分散されており、信用リスクの集中は回避されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	5,877,729	5,877,729	－
(2) 受取手形及び売掛金	30,524,678	30,524,678	－
(3) 電子記録債権	2,512,588	2,512,588	－
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	814,591	814,591	－
(5) 支払手形及び買掛金	(16,922,089)	(16,922,089)	－
(6) 短期借入金	(7,670,000)	(7,670,000)	－
(7) 長期借入金（１年内返済予定の長期借入金含む）	(4,334,136)	(4,352,609)	△18,472
(8) デリバティブ取引	－	－	－

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法及び投資有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金、(3)電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価額によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

（単位：千円）

	種類	取得原価	連結貸借対照表	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	513,150	801,653	288,503
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	13,120	12,938	△182
合計		526,270	814,591	288,320

(5) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利

金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(8) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであります。

(単位：千円)

区　　分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（※１）（※２）	17,239
投資事業組合出資金（※１）（※３）	33,777
非連結子会社株式（※１）（※２）	20,701
合　　計	71,718

（※１）これらは金融商品時価情報の「（３）投資有価証券　その他有価証券」には含まれておりません。

（※２）非上場株式及び非連結子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

（※３）投資事業組合出資金については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されており、時価開示の対象とはしておりません。

(注) 3 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	１年以内	１年超２年以内	２年超３年以内	３年超４年以内	４年超５年以内	５年超
長期借入金	1,751,608	2,132,528	200,000	200,000	50,000	－

１株当たり情報に関する注記

1. １株当たり純資産額　1,892円17銭
2. １株当たり当期純利益　205円40銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）	**(42,161,781)**	**（負債の部）**	**(29,188,002)**
流動資産	**(37,442,975)**	**流動負債**	**(26,750,493)**
現金及び預金	3,852,543	支払手形	4,672,026
受取手形	428,083	買掛金	11,840,892
電子記録債権	2,512,588	短期借入金	7,500,000
売掛金	28,148,153	１年内返済予定の長期借入金	1,600,000
商品	1,485,893	未払金	5,249
前渡金	412,901	未払費用	463,464
前払費用	15,243	未払法人税等	315,175
繰延税金資産	109,236	前受金	249,343
短期貸付金	336,600	預り金	66,263
未収入金	132,987	その他	38,077
その他	10,269		
貸倒引当金	△1,525	**固定負債**	**(2,437,509)**
固定資産	**(4,718,806)**	長期借入金	2,350,000
有形固定資産	**(1,452,385)**	繰延税金負債	85,709
建物	209,402	その他	1,800
構築物	4,289		
車両運搬具	7,248	**（純資産の部）**	**(12,973,778)**
工具器具備品	50,655	**株主資本**	**(12,774,040)**
土地	1,180,789	**資本金**	**(1,159,170)**
無形固定資産	**(52,353)**	**資本剰余金**	**(1,333,000)**
借地権	3,806	資本準備金	1,333,000
ソフトウエア	33,232	**利益剰余金**	**(10,310,605)**
電話加入権	15,315	利益準備金	137,800
投資その他の資産	**(3,214,066)**	その他利益剰余金	10,172,805
投資有価証券	849,534	別途積立金	4,310,000
関係会社株式	1,690,434	繰越利益剰余金	5,862,805
出資金	10	**自己株式**	**△28,735**
従業員に対する長期貸付金	8,017	**評価・換算差額等**	**(199,738)**
関係会社長期貸付金	136,160	その他有価証券評価差額金	199,738
破産更生債権等	106,102		
差入保証金	486,991		
貸倒引当金	△63,183		
資産合計	**42,161,781**	**負債及び純資産合計**	**42,161,781**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売　　上　　高		75,211,486
売　上　原　価		68,400,824
売　上　総　利　益		**6,810,662**
販売費及び一般管理費		4,939,132
営　業　利　益		**1,871,530**
営　業　外　収　益		
受　取　利　息	10,923	
受　取　配　当　金	137,112	
仕　入　割　引	57,966	
地　代　収　入	13,544	
貸倒引当金戻入益	48,127	
雑　　収　　入	22,692	290,366
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	62,592	
為　替　差　損	58,952	
雑　　損	11,047	
手　形　売　却　損	1,812	134,405
経　常　利　益		**2,027,491**
特　別　利　益		
投資有価証券売却益	52	
関係会社株式売却益	1,020	1,072
特　別　損　失		
投資有価証券売却損	5,187	
関係会社株式評価損	123,990	
固定資産除却損	296	
固定資産売却損	24,190	153,664
税引前当期純利益		**1,874,899**
法人税、住民税及び事業税	614,888	
法人税等調整額	△1,987	612,900
当　期　純　利　益		**1,261,998**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	1,159,170	1,333,000	1,333,000	137,800	4,310,000	4,899,020	9,346,820
当期変動額							
剰余金の配当						△298,213	△298,213
当期純利益						1,261,998	1,261,998
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	－	－	963,784	963,784
当期末残高	1,159,170	1,333,000	1,333,000	137,800	4,310,000	5,862,805	10,310,605

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△28,590	11,810,399	118,616	118,616	11,929,016
当期変動額					
剰余金の配当		△298,213			△298,213
当期純利益		1,261,998			1,261,998
自己株式の取得	△144	△144			△144
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			81,122	81,122	81,122
当期変動額合計	△144	963,640	81,122	81,122	1,044,762
当期末残高	△28,735	12,774,040	199,738	199,738	12,973,778

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) たな卸資産

商品　移動平均法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの
移動平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合(金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(3) デリバティブ

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)　定額法
主な耐用年数

建物	３年～50年
車両運搬具	４年～５年
工具器具備品	３年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)　自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

5. 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 … 金利スワップ

ヘッジ対象 … 借入金利息

③ヘッジ方針

借入金利の変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

④ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理を採用しているため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

6. 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

7. 表示方法の変更

前事業年度において「受取手形」に含めておりました「電子記録債権」については、重要性が増したため、当事業年度より、「電子記録債権」として区分掲記しております。

8. 追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年３月28日)を当事業年度から適用しております。

貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	1,439,035千円
短期金銭債務	105,629千円
長期金銭債権	206,160千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 478,761千円

3. 担保に供している資産

建物	33,058千円
土地	451,261千円

上記に対応する債務

短期借入金	6,500,000千円
長期借入金	－千円

4. 債務保証

金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

電計貿易(上海)有限公司	146,308千円

5. 受取手形割引高 930,503千円

電子記録債権割引高 430,290千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	2,862,271千円
仕入高	835,867千円
営業取引以外の取引高	135,153千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数　普通株式　31,364株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	18,606千円
貸倒引当金	19,817千円
未払賞与	76,035千円
関係会社株式評価損	122,754千円
投資有価証券評価損	32,473千円
その他	47,967千円
繰延税金資産小計	317,654千円
評価性引当額	△205,975千円
繰延税金資産合計	111,679千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△88,152千円
繰延税金負債合計	△88,152千円
繰延税金資産の純額	23,526千円

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	電計貿易(上海)有限公司	直接 100.00	商品の販売	商品の販売	1,498,169	売掛金	665,254

(注)　取引価格は、市場価格に基づき交渉のうえ決定しております。

１株当たり情報に関する注記

1.　１株当たり純資産額　1,653円21銭

2.　１株当たり当期純利益　160円81銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月19日

日 本 電 計 株 式 会 社
取 締 役 会　御 中

明治アーク監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　齋 藤 邦 夫 ㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　萩 原 眞 治 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、日本電計株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本電計株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月19日

日本電計株式会社
取締役会　御中

明治アーク監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　齋藤邦夫　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　萩原眞治　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日本電計株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人明治アーク監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人明治アーク監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月25日

日本電計株式会社　監査役会

常勤監査役　露　木　孝　治　㊞

常勤監査役　高　本　和　彦　㊞

監　査　役　元　橋　好　雄　㊞

（注）　常勤監査役露木孝治及び監査役元橋好雄は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、健全に事業を行う上で必要な内部留保を確保し、財務の健全性を維持しつつ、株主の皆様に対しては、業績に応じた利益還元を積極的に行うことを基本方針といたしております。

この方針の下、期末配当につきましては、１株につき27円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　当社普通株式１株につき　金　27円
　（うち普通配当27円）　　総額　211,886,307円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日
　平成29年６月26日

なお、平成28年12月に１株につき13円の中間配当を行っておりますので、年間配当金は１株につき40円となります。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

(1) 社外取締役が過半数で構成される監査等委員会を設置することにより、取締役会の監査・監督機能の強化をもってコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実と企業価値のさらなる向上を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。つきましては、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

(2) 会社法の改正により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第１項に定める責任限定契約の締結を可能にするため、現行定款第28条第２項の規定の一部を変更するものであります。なお、当該変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(3) その他、上記の各変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

（下線部は変更箇所を示しております。）

現行	変更案
第１章　総　則	第１章　総　則
第１条～第３条　（条文省略）	第１条～第３条　（現行どおり）
第４条（機関） 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査役 （３）監査役会 （４）会計監査人	第４条（機関） 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査等委員会 （削　除） （３）会計監査人
第５条（公告方法） 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。	第５条（公告方法） 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

現行	変更案
第２章　株　式	第２章　株　式
第６条～第10条　（条文省略）	第６条～第10条　（現行どおり）
第11条（株主名簿管理人） １．（条文省略） ２．（条文省略） ３．当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。	第11条（株主名簿管理人） １．（現行どおり） ２．（現行どおり） ３．当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第12条～第13条（条文省略）	第12条～第13条　（現行どおり）
第14条（招集権者及び議長） 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長又は取締役社長がこれを招集し議長となる。取締役会長又は取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。	第14条（招集権者及び議長） 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。
第15条（株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供） 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
第16条（決議の方法） １．（条文省略） ２．会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行なう。	第16条（決議の方法） １．（現行どおり） ２．会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。
第17条　（条文省略）	第17条　（現行どおり）

現行	変更案
第４章　取締役及び取締役会	第４章　　取締役及び取締役会
第18条（取締役の員数） 当会社の取締役は１５名以内とする。	第18条（取締役の員数） １．当会社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、15名以内とする。
（新　　設）	２．当会社の監査等委員である取締役は、４名以内とする。
第19条（取締役の選任方法） １．取締役は、株主総会において選任する。	第19条（取締役の選任方法） １．取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
２．（条文省略） ３．（条文省略）	２．（現行どおり） ３．（現行どおり）
第20条（取締役の任期） １．取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第20条（取締役の任期） １．取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新　　設）	２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２．任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。	３．任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
第21条（取締役会の招集及び議長） １．（条文省略） ２．取締役会の招集通知は、会日の３日前に各取締役及び各監査役に対して発するものとする。但し、緊急の場合にはこれを短縮することができる。	第21条（取締役会の招集及び議長） １．（現行どおり） ２．取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発するものとする。但し、緊急の場合にはこれを短縮することができる。
（新　　設）	３．取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

現行	変更案
第22条（役付取締役） １．取締役会は、取締役の中から取締役社長１名を選定する。 ２．取締役会の決議により、必要に応じて取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	第22条（役付取締役） １．取締役会の決議により、取締役（監査等委員である者を除く。）の中から取締役社長１名を選定する。 ２．取締役会の決議により、必要に応じて取締役（監査等委員である者を除く。）の中から取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
第23条（代表取締役） １．（条文省略） ２．前項のほか、取締役会の決議をもって会社を代表する取締役を定めることができる。	第23条（代表取締役） １．（現行どおり） ２．前項のほか、取締役会の決議により、会社を代表する取締役（監査等委員である者を除く。）を選定することができる。
第24条（相談役） 取締役会の決議をもって相談役又は顧問を置くことができる。	（削　　除）
（新　　設）	第24条（重要な業務執行の決定の委任） 当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議により、重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。
第25条～第26条　（条文省略）	第25条～第26条　（現行どおり）
第27条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	第27条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
第28条（取締役の責任免除） １．（条文省略） ２．当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。	第28条（取締役の責任免除） １．（現行どおり） ２．当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする契約を締結することができる。

現行	変更案
第５章　監査役及び監査役会	（削　　除）
第29条（監査役の員数） 当会社の監査役は４名以内とする。	（削　　除）
第30条（監査役の選任） １．監査役は、株主総会において選任する。 ２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削　　除）
第31条（監査役の任期） １．監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削　　除）
第32条（監査役会の招集） 監査役会の招集通知は、会日の３日前に各監査役に対して発するものとする。但し、緊急の場合にはこれを短縮することができる。	（削　　除）
第33条（常勤の監査役） 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（削　　除）
第34条（監査役会規程） 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（削　　除）
第35条（報酬等） 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削　　除）

現行	変更案
第36条（監査役の責任免除） １．当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２．当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。	（削　　除）
（新　　設）	第５章　監査等委員会
（新　　設）	第29条（監査等委員会の招集） １．監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発するものとする。但し、緊急の場合にはこれを短縮することができる。 ２．監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
（新　　設）	第30条（常勤の監査等委員） 監査等委員会の決議により、常勤の監査等委員を選定することができる。
（新　　設）	第31条（監査等委員会規程） 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第６章　　計　算	第６章　　計　算
第37条～第40条　（条文省略）	第32条～第35条　（現行どおり）

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（８名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	柳（やなぎ）　丹峰（たんほう） （昭和37年２月28日生）	平成３年８月　当社入社 平成９年６月　上海電恵測試儀器設備有限公司董事長 平成17年６月　取締役中国・台湾担当 平成18年４月　取締役海外エリア担当 平成18年10月　取締役常務執行役員海外エリア担当 平成19年４月　取締役専務執行役員営業副本部長 海外エリア担当 平成20年４月　専務取締役海外営業本部長 平成28年４月　代表取締役社長就任(現) (重要な兼職の状況) 電計貿易(上海)有限公司 董事長 電計科技研発(上海)有限公司 董事長 日本電計(香港)有限公司 董事長	10,391株
2	阿部（あべ）　正美（まさみ） （昭和27年12月11日生）	昭和46年12月　当社入社 平成10年３月　横浜営業所副所長 平成13年３月　宇都宮営業所所長 平成17年６月　取締役宇都宮営業所所長 平成18年４月　取締役営業本部副本部長 平成19年４月　取締役専務執行役員営業本部副本部長 平成21年１月　取締役退任 執行役員営業本部付 平成25年３月　執行役員営業本部長 平成25年６月　常務取締役国内営業本部長 甲信越エリア担当 平成26年６月　専務取締役国内営業本部長 甲信越・首都圏エリア担当 平成27年４月　専務取締役国内営業本部長 平成28年４月　取締役副社長就任(現) (重要な兼職の状況) ㈱エイリイ・エンジニアリング 取締役	13,864株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	佐藤信介 (昭和31年４月10日生)	昭和55年４月　㈱協和銀行（現㈱りそな銀行）入行 平成８年11月　同行金町支店長 平成13年４月　同行調布支店長 平成16年４月　当社入社管理本部財務担当 平成17年６月　取締役管理本部長 平成19年４月　取締役常務執行役員管理本部長 平成20年４月　常務取締役管理本部長 平成21年４月　代表取締役専務管理本部長就任（現） （重要な兼職の状況） アイコーエンジニアリング㈱ 監査役 ユウアイ電子㈱ 監査役 未来Ｂ計画㈱ 監査役 ㈱エイリイ・エンジニアリング 監査役 電計科技研発(上海)有限公司 監事 電計貿易(上海)有限公司 監事 TAIWAN DENKEI SOLUTION CO.,LTD. 監察人 ND KOREA CO.,LTD. 監事 PT.NIHON DENKEI INDONESIA 監査役	17,112株
4	森田幸哉 (昭和38年９月11日生)	昭和62年３月　当社入社 平成18年３月　三重営業所副所長 平成19年３月　三重営業所所長 平成20年４月　名古屋営業所所長 平成23年４月　執行役員国内営業本部付 平成24年10月　執行役員海外営業本部副本部長 平成25年６月　取締役海外営業本部副本部長 アセアン・その他エリア担当 平成28年４月　常務取締役国内営業本部長 甲信越エリア担当 平成29年３月　常務取締役国内営業本部長 甲信越エリア、事業推進部、営業支援部門担当就任(現)	10,119株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	和田 史宣 (わだ ふみのり) (昭和42年８月３日生)	昭和63年７月　当社入社 平成18年３月　茨城営業所副所長 平成19年３月　茨城営業所所長 平成22年３月　北関東エリア担当 平成25年３月　国際センター長 平成26年３月　執行役員国際センター長 平成27年３月　執行役員海外営業本部担当 平成28年４月　執行役員海外営業本部長 平成28年６月　取締役海外営業本部長 平成29年３月　取締役海外営業本部長 中国・台湾・韓国エリア担当就任(現) (重要な兼職の状況) NIHON DENKEI (MALAYSIA)SDN.BHD. 取締役 ND KOREA CO.,LTD. 理事 日本電計(香港)有限公司 董事 電計科技研発(上海)有限公司 董事 電計貿易(上海)有限公司 董事 NIHON DENKEI INDIA PRIVATE LTD. 取締役 PT.NIHON DENKEI INDONESIA 取締役 TAIWAN DENKEI SOLUTION CO.,LTD. 董事 NIHON DENKEI PHILIPPINES INC. 取締役	8,000株
6	※ 梶原 琢也 (かじわら たくや) (昭和43年５月11日生)	平成元年３月　当社入社 平成20年４月　千葉営業所所長 平成24年３月　執行役員新事業推進室室長 ＥＭＣ事業推進室室長 平成26年10月　執行役員国内営業本部担当 平成28年３月　執行役員東京営業所所長 平成29年３月　執行役員国内営業本部 東北・北関東エリア・計測器ワールド担当就任(現) (重要な兼職の状況) ユウアイ電子㈱ 取締役	5,427株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7	吉田周二 (よしだしゅうじ) (昭和35年４月６日生)	昭和59年４月　グラフテック㈱入社 平成18年４月　同社国内情報機器営業本部本部長 平成20年７月　同社総合企画部部長 平成21年１月　あいホールディングス㈱へ出向 経営戦略部部長 平成22年７月　あいホールディングス㈱経営戦略部 担当部長兼グラフテック㈱執行役員 海外営業本部本部長 平成23年６月　当社取締役(現) 平成26年９月　あいホールディングス㈱取締役管理本部長 兼㈱ドッドウェルビーエムエス総務人事部 長就任(現)	―株
8	高畠浩之 (たかはたひろゆき) (昭和40年11月２日生)	昭和63年４月　グラフテック㈱入社 平成19年４月　同社総合企画部部長 平成20年９月　同社計測FA営業本部本部長 平成21年７月　同社取締役 平成26年７月　同社専務取締役(現) 平成27年６月　当社取締役就任(現)	―株

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. ※印は、新任の取締役候補者であります。
3. 吉田周二氏及び高畠浩之氏は、社外取締役候補者であります。
4. 吉田周二氏は、筆頭株主であるあいホールディングス株式会社の取締役であり、企業経営における高い見識を有しており、経営管理体制の強化並びに当社の企業価値の最大化に資するものと判断し、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、６年であります。
5. 高畠浩之氏は、グラフテック株式会社の取締役であり、企業経営における高い見識を有しており、経営管理体制の強化並びに当社の企業価値の最大化に資するものと判断し、社外取締役候補者といたしました。グラフテック株式会社はあいホールディングス株式会社の子会社であり、当社の仕入先・販売先の１社でありますが、取引額は僅少であります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、２年であります。

第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	※ 露木孝治（つゆき たかはる） （昭和24年２月19日生）	昭和42年４月　日立電子エンジニアリング㈱入社 平成16年４月　日立ハイテク電子エンジニアリング㈱ 平成18年４月　㈱日立ハイテクノロジーズ資材部 平成20年３月　同社退社 平成20年４月　当社入社 平成20年６月　常勤監査役就任（現）	1,513株
2	※ 高本和彦（たかもと かずひこ） （昭和22年７月10日生）	昭和46年４月　菊水電子工業㈱入社 平成９年６月　同社取締役営業部長 平成15年６月　同社常務取締役販売関連部門管掌 平成17年４月　同社専務取締役新規事業推進本部長 平成18年４月　同社取締役副社長 平成19年３月　同社退社 平成19年４月　当社入社常務執行役員海外エリア副担当 平成20年４月　常務取締役海外営業本部副本部長 兼国際センター長 平成21年３月　常務取締役国内営業本部副本部長 平成23年３月　国内監査室長 平成24年６月　常勤監査役就任（現）	2,000株
3	※ 元橋好雄（もとはし よしお） （昭和24年11月15日生）	昭和49年８月　公認会計士斉藤良一事務所入所 昭和53年４月　元橋好雄税理士事務所開設（現） 平成10年６月　当社監査役就任（現）	9,594株
4	※ 藤原敏夫（ふじわら としお） （昭和35年1月19日生）	昭和57年４月　岩崎通信機㈱入社 平成14年10月　岩通計測㈱入社 平成16年７月　同社西日本営業所長 平成19年11月　同社営業部長 平成22年６月　同社取締役営業部長 平成25年10月　同社取締役営業本部長 平成28年７月　岩崎通信機㈱第二営業部理事 平成29年３月　同社退社（現）	1,339株

（注）1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. ※印は、新任の取締役候補者であります。
3. 露木孝治氏、元橋好雄氏、藤原敏夫氏の３名は、社外取締役候補者であります。
4. 取締役候補者の選任理由
① 露木孝治氏につきましては、当社の属する電子計測器業界の大手メーカーに長年勤務され、業界での豊富な経験と深い知識・見識を当社の監査に生かしていただきたく、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏の当社監査役就任期間は、本総会終結の時をもって９年であります。また、露木孝治氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員の候補者であります。
② 元橋好雄氏につきましては、税理士として豊富な会計・税務の専門知識と経験を有し、その専門的知識・見識を当社の監査に生かしていただきたく、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏の当社監査役就任期間は、本総会終結の時をもって19年であります。また、元橋好雄氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員の候補者であります。
③ 藤原敏夫氏につきましては、当社の属する電子計測器業界の大手メーカーに長年勤務され、業界での豊富な経験と深い知識・見識を当社の監査体制に生かしていただきたく、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、藤原敏夫氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員の候補者であります。

第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりです。

氏　　名 （生　年　月　日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
菅田　正美 （すがた　まさみ） （昭和24年７月16日生）	昭和47年４月　㈱小野測器入社 昭和58年３月　同社新宿営業所所長 平成５年３月　同社本社営業部長 平成12年８月　同社センサー応用事業部部長 平成17年４月　同社環境法務室リーダー 平成21年７月　同社退社 平成21年８月　小野測器カスタマーサービス㈱業務課リーダー 平成22年12月　同社退社（現）	－株

（注）1.　候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2.　菅田正美氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3.　菅田正美氏を監査等委員である取締役の補欠として選任する理由は、計測器業界での経験が長く、当社の関連する業界知識も豊富で業務にも精通しております。その経験・知識を当社の監査体制に生かしていただくため、補欠の社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成18年６月23日開催の定時株主総会において年額400,000千円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、改めて同額の年額400,000千円以内(うち社外取締役50,000千円以内)とさせていただきたいと存じます。なお、取締役の報酬額には使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は８名（うち社外取締役２名）でありますが、第３号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は８名（うち社外取締役２名）となります。

なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第７号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、経済情勢等諸般の事情を考慮し、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額50,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

第４号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は４名となります。

なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以　上

第72回定時株主総会会場ご案内図

会　　場　東京都台東区東上野１丁目26番２号
オーラム　地下２階 ラ・サル　ローヤル
電話　03（5812）1123

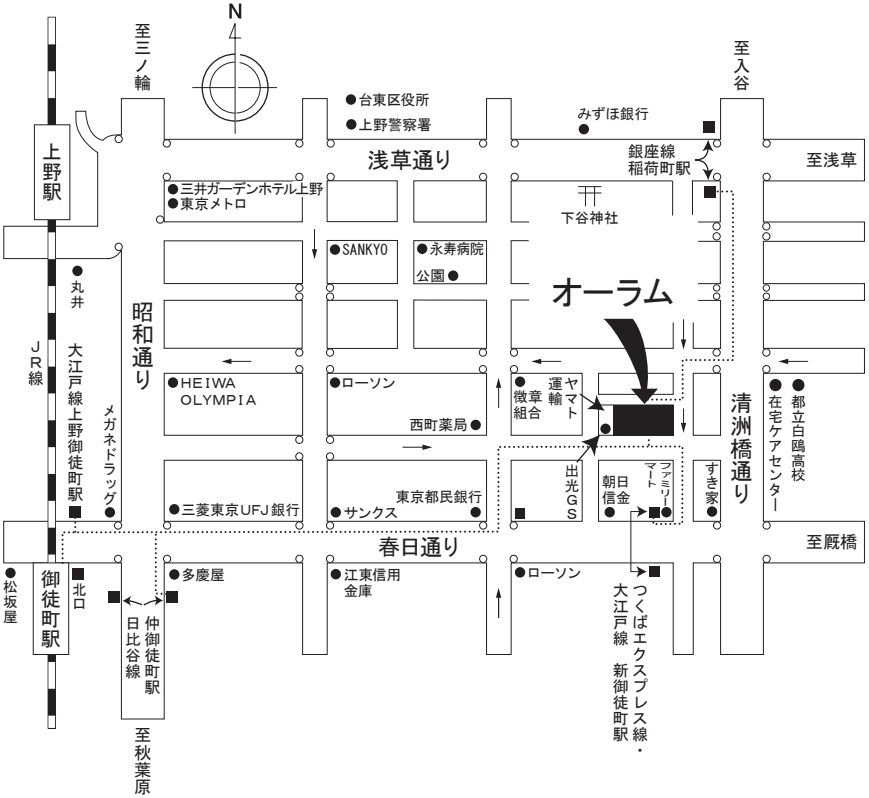

◆交通のご案内◆

- 大江戸線・つくばエクスプレス線 新御徒町駅「A１」出口 徒歩２分
- 日比谷線 仲御徒町駅北口 徒歩６分
- 銀座線 稲荷町駅 徒歩５分
- 山手線 御徒町駅北口 徒歩８分